

☞ ソフトウェアの除却の取扱い

Q :使わなくなったソフトウェアがありますが、どのような場合に損金算入することができますか？

A :一定の場合に損金算入が認められます。

【解説】

ソフトウェアは、有形の減価償却資産と異なり、物理的な廃棄や消去を明らかにすることが難しいことから、新製品が開発されたり、バージョンアップされたことに伴い、陳腐化し事業の用に供されなくなった場合で次のような場合には、その帳簿価格を損金の額に算入することが認められています。

- ① 自社利用のソフトウェアについて、そのソフトウェアによるデータ処理の対象となる業務が廃止され、そのソフトウェアを利用しなくなったことが明らかな場合、又はハードウェアやオペレーションシステムの変更等によって他のソフトウェアを利用しなくなったことが明らかな場合
- ② 複写して販売するための原本となるソフトウェアについて、新製品の出現やバージョンアップ等により、今後、販売を行わないことが社内稟議書や販売流通業者への通知文書等で明らかな場合

ちなみに、ソフトウェアの償却方法は、残存価額ゼロの定額法で行うこととされており、耐用年数は、自社利用のものは5年、複写して販売するための原本は3年(0.334)となっています。

